

IV 施設

(1) 浄化センター運転実績（令和5年度）

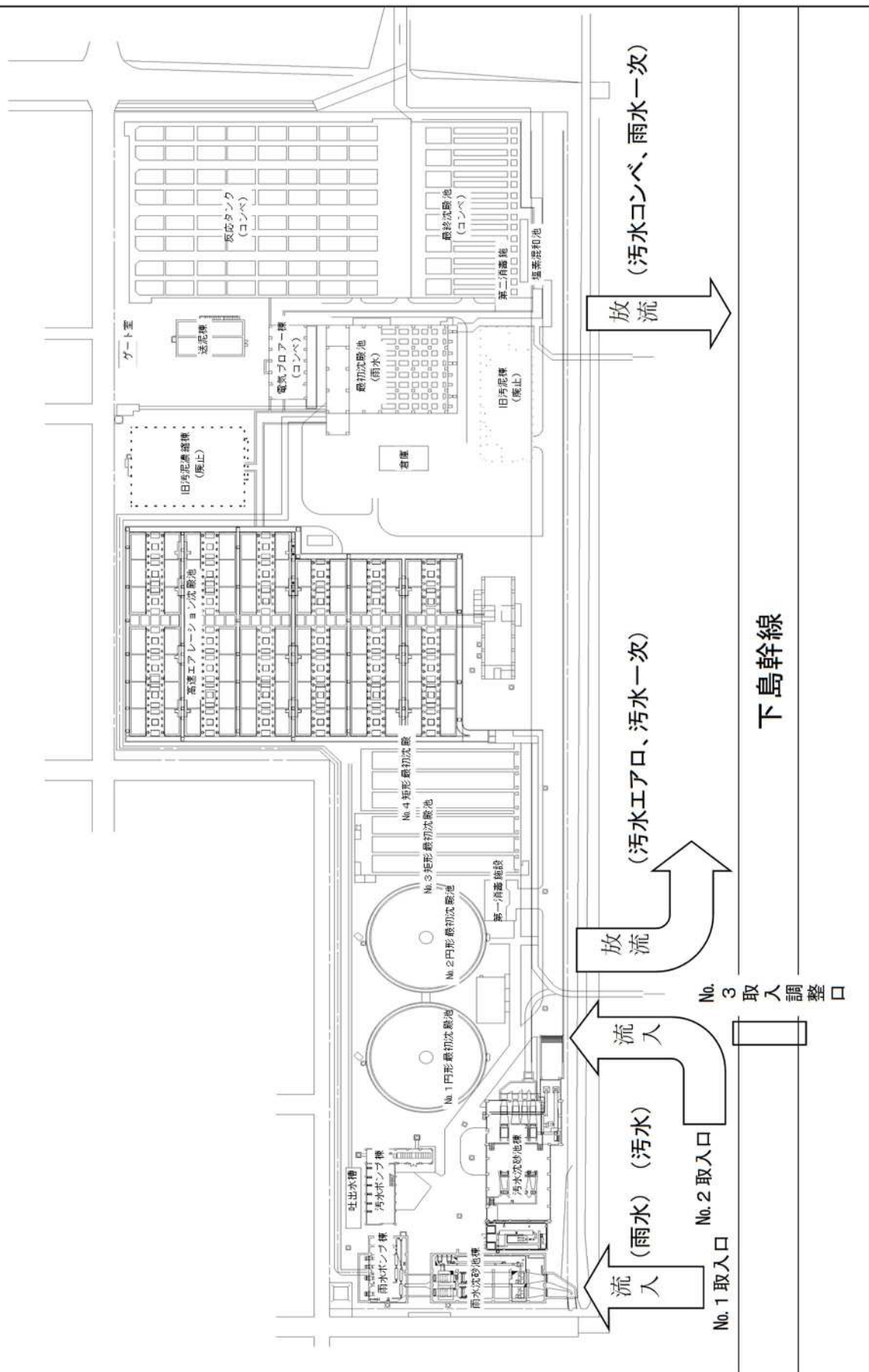
項目		高松浄化センター	城北浄化センター	中島浄化センター	長田浄化センター	清水南部浄化センター	清水北部浄化センター	静清浄化センター
処理水量 (m ³)	年 間	58,307,870	18,385,130	28,096,770	5,762,913	9,188,030	5,330,280	19,376,650
	日平均	159,311	50,233	76,767	15,746	25,104	14,564	52,942
	日最大	435,110	257,080	177,673	34,600	107,856	86,680	139,390
	晴天日最大	211,390	78,060	—	—	33,888	15,100	—
放流水質	S S	2mg/L	1mg/L 未満	3mg/L	1mg/L 未満	2mg/L	1mg/L 未満	2mg/L
	BOD	1.2mg/L	0.9mg/L	2.4mg/L	1.3mg/L	1.2mg/L	1.0mg/L	2.7mg/L
汚泥固形物量	日 量	—	4.3t	20.1t	—	—	0.9t	15.5t
	年間量	—	1,580.6t	7,353.3t	—	—	332.2t	5,665.1t
脱水ケーキ発生量	日 量	—	15.8t	81.9t	—	—	4.2t	46.2t
	年間量	—	5,789.5t	29,991.0t	—	—	1,521.7t	16,903.4t
	含水率	—	75.7%	76.0%	—	—	80.4%	73.9%
焼却灰量 (湿灰)	日 量	—	—	0.6t	—	—	—	—
	年間量	—	—	226.3t	—	—	—	—
炭化物量	日 量	—	—	2.6t	—	—	—	—
	年間量	—	—	956.7t	—	—	—	—
使用電力量 (kwh)	日 量	19,555	10,538	48,779	7,571	10,633	7,016	23,398
	年間量	7,157,220	3,857,006	17,853,200	2,771,136	3,891,853	2,567,955	8,563,837

(2) ポンプ場運転実績

項目	中島雨水ポンプ場	下川原雨水ポンプ場	小鹿ポンプ場	西大谷ポンプ場	大谷雨水ポンプ場	用宗ポンプ場	清開ポンプ場
年間雨水排除量 (m ³)	4,460,262	1,275,778	—	—	3,000	—	230,700
年間汚水中継量 (m ³)	—	—	2,747,227	1,035,388	—	1,027,464	2,397,388

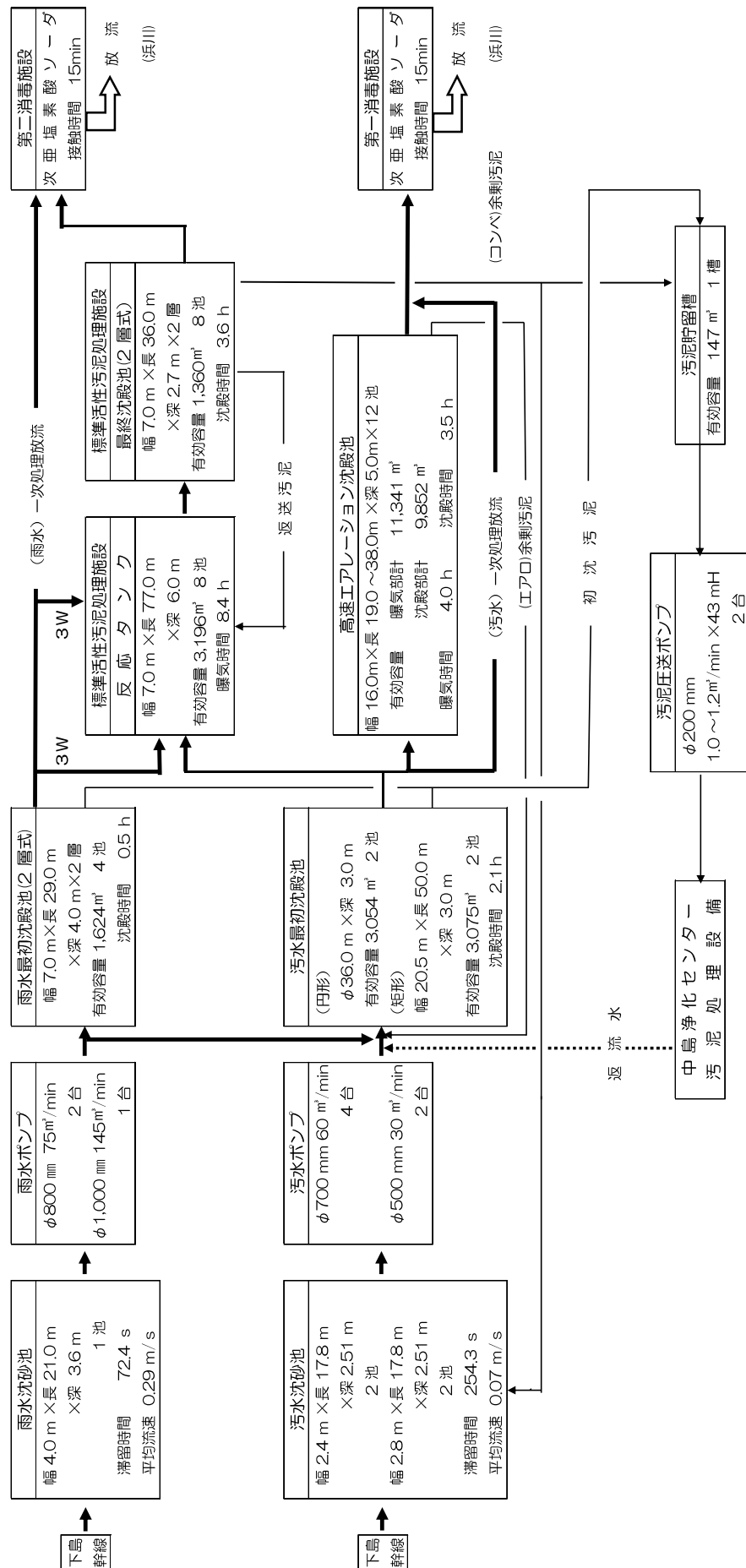
項目	築地ポンプ場	浜田ポンプ場	折戸ポンプ場	愛染ポンプ場	宮加三ポンプ場	三保ポンプ場	高橋雨水ポンプ場
年間雨水排除量 (m ³)	1,214,250	356,850	606,816	1,148,200	—	5,700,035	483,037
年間汚水中継量 (m ³)	4,592,520	902,610	1,608,322	3,027,380	714,189	442,623	—

高松浄化センター一平面図



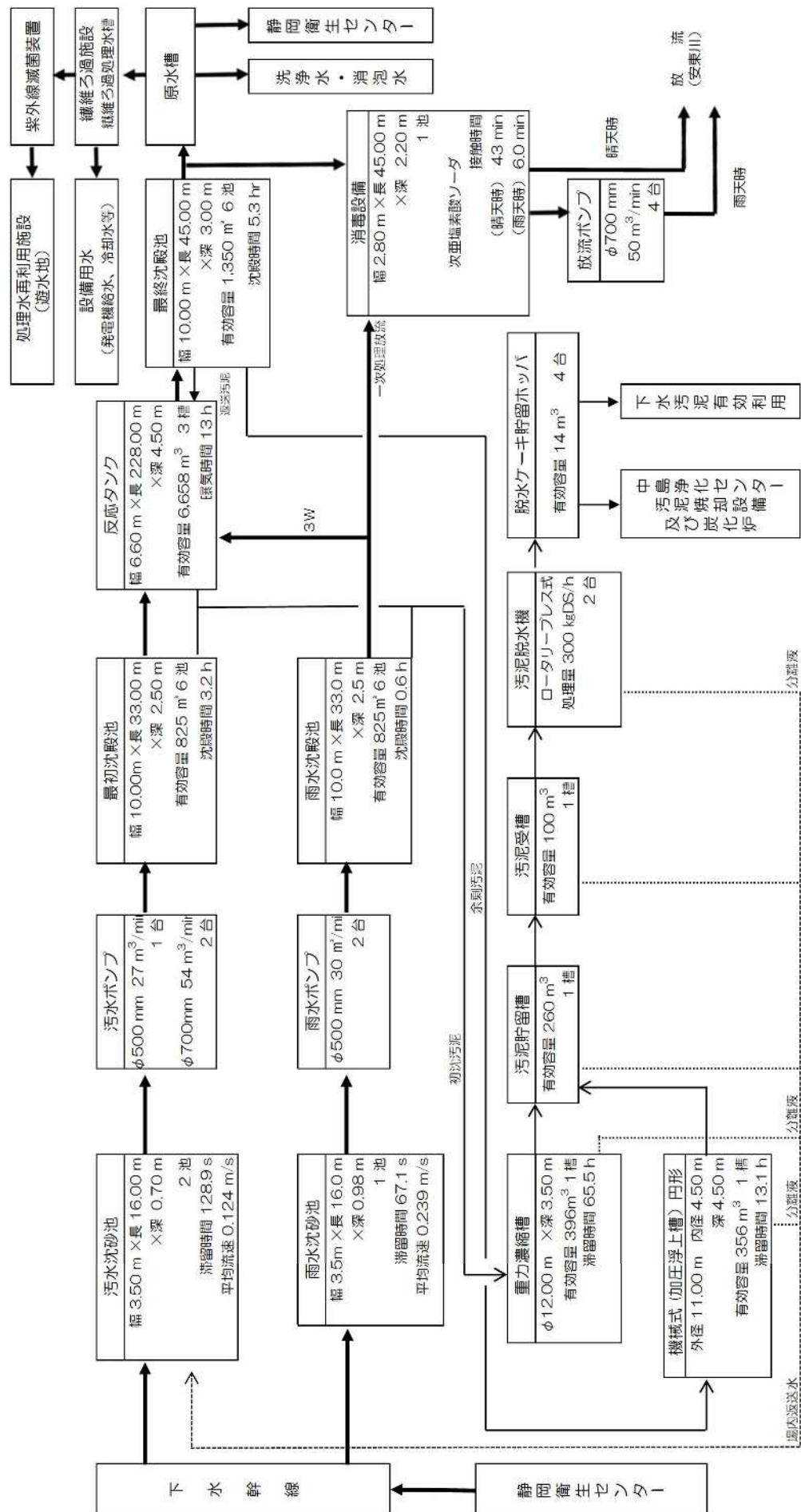
高松浄化センターフローシート

敷地面積	処理方式
43,196.16㎡	高速エアレーション沈殿法 標準活性汚泥法

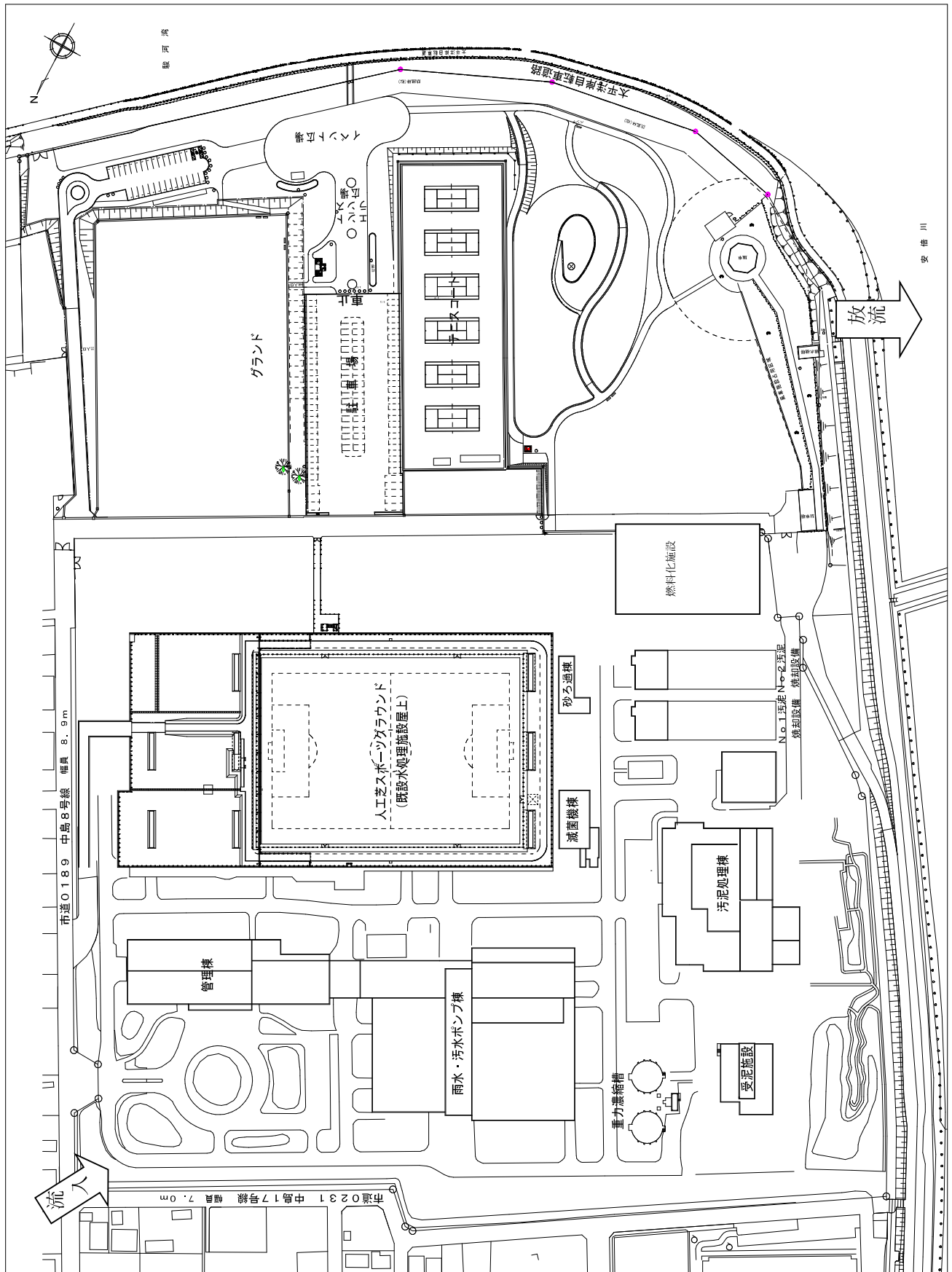


城北浄化センターフローシート

敷地面積	処理方式
59,300㎡	標準活性汚泥法

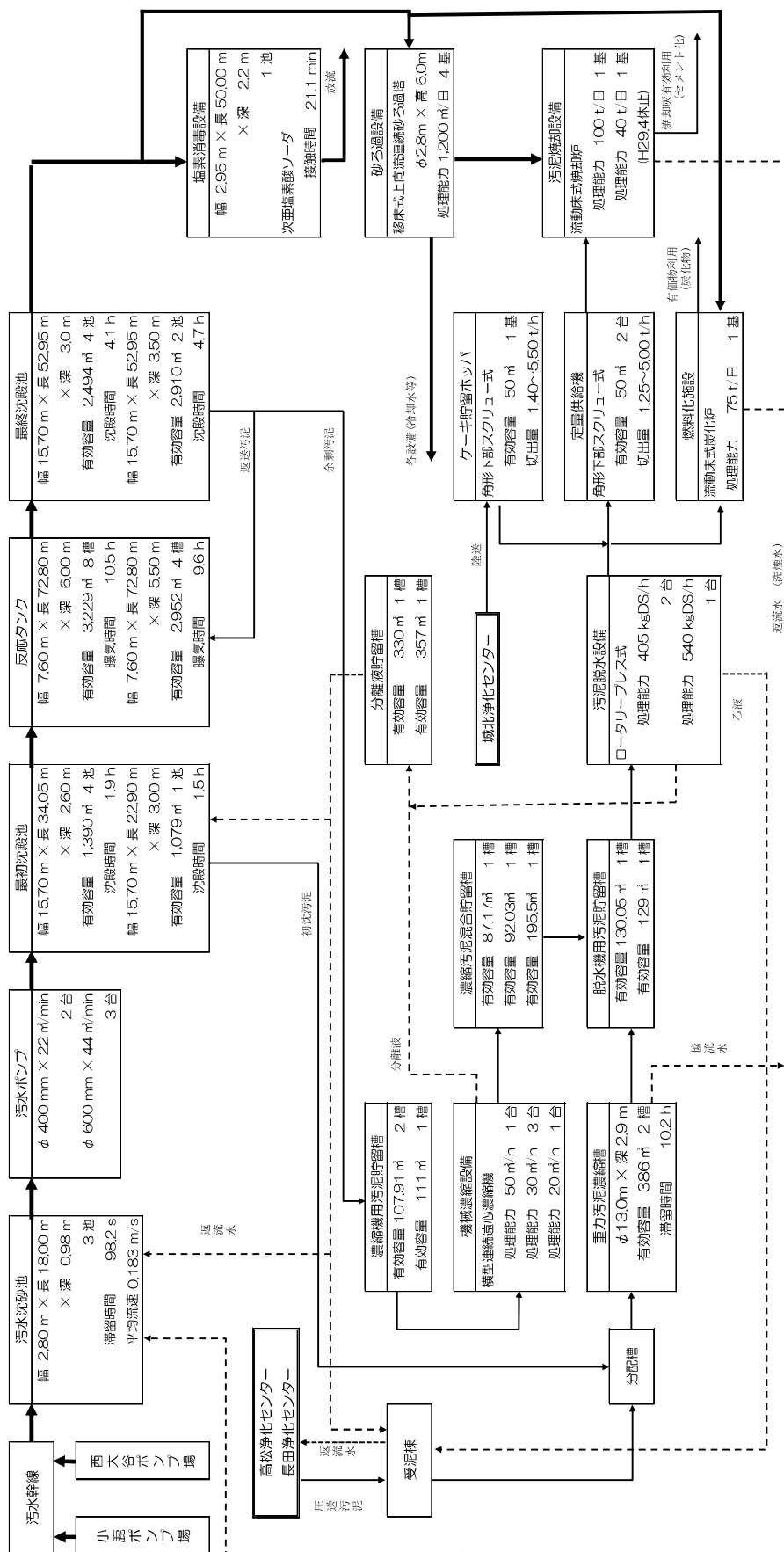


中島浄化センター 平面図



中島浄化センターフロアシート

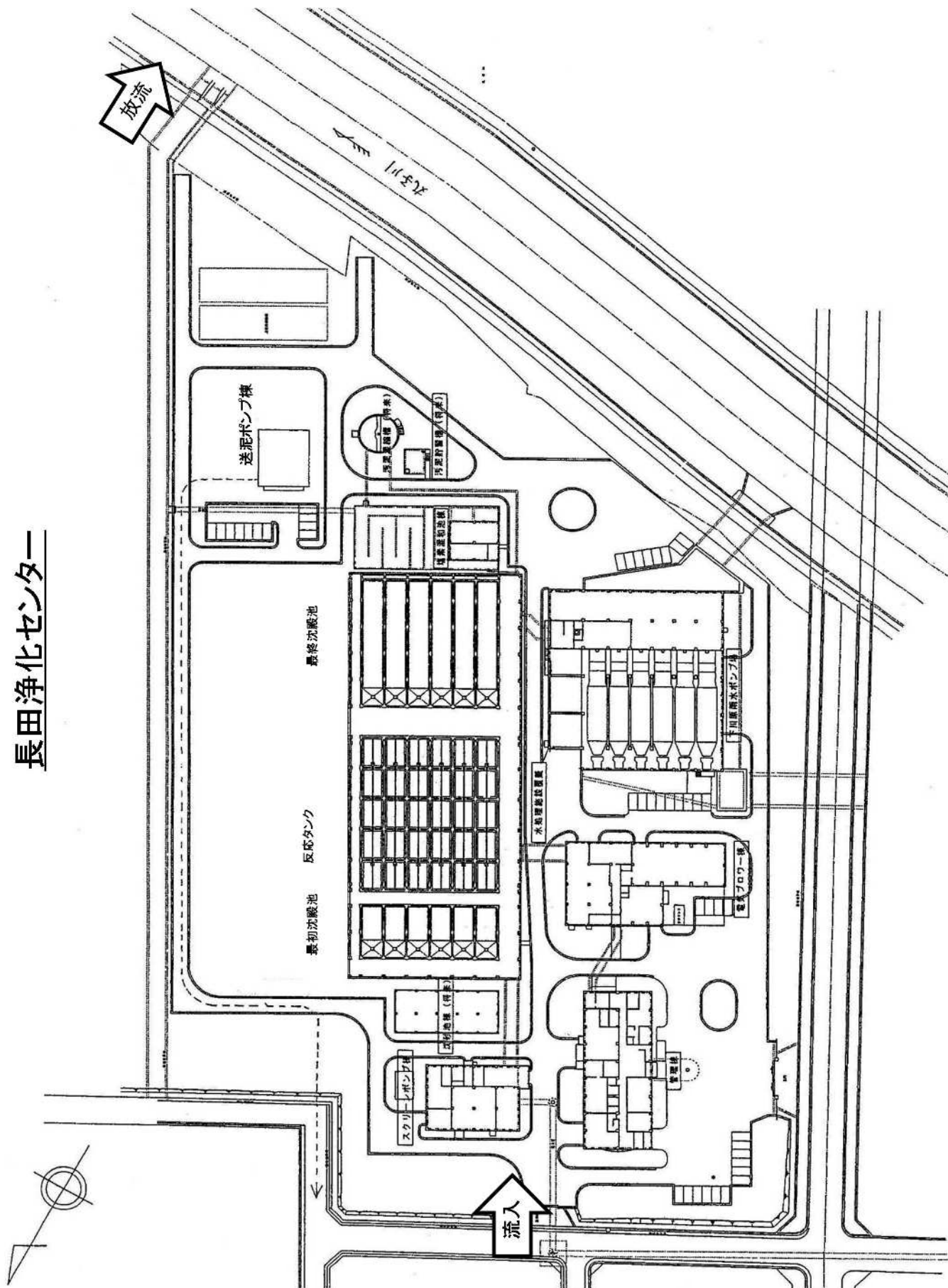
敷地面積	処理方式
166,163.56㎡	標準活性汚泥法



(備考)

(1) 敷地面積は中島雨水ポンプ場敷地面積も含まれる。

長田浄化センター



長田浄化センターフローシート

敷地面積	処理方式
34,600㎡	標準活性汚泥法

スクリーンポンプ棟



汚水沈砂池
幅 1.0 m × 長 12.0 m × 深 0.6 m 2 池
滞留時間 50 s 平均流速 0.239 m/s

汚水ポンプ
φ 200 mm 6.7 m ³ /min 2 台
φ 300 mm 13.4 m ³ /min 2 台

最初沈殿池
幅 5.90 m × 長 15.40 m × 深 3.00 m 有効容量 273 m ³ 池 沈殿時間 1.7 h

反応タンク
幅 5.80 m × 長 44.80 m × 深 5.50 m 有効容量 1,353 m ³ 池 曝気時間 8.4 h

最終沈殿池
幅 5.90 m × 長 37.00 m × 深 3.00 m 有効容量 655 m ³ 池 沈殿時間 4.0 h

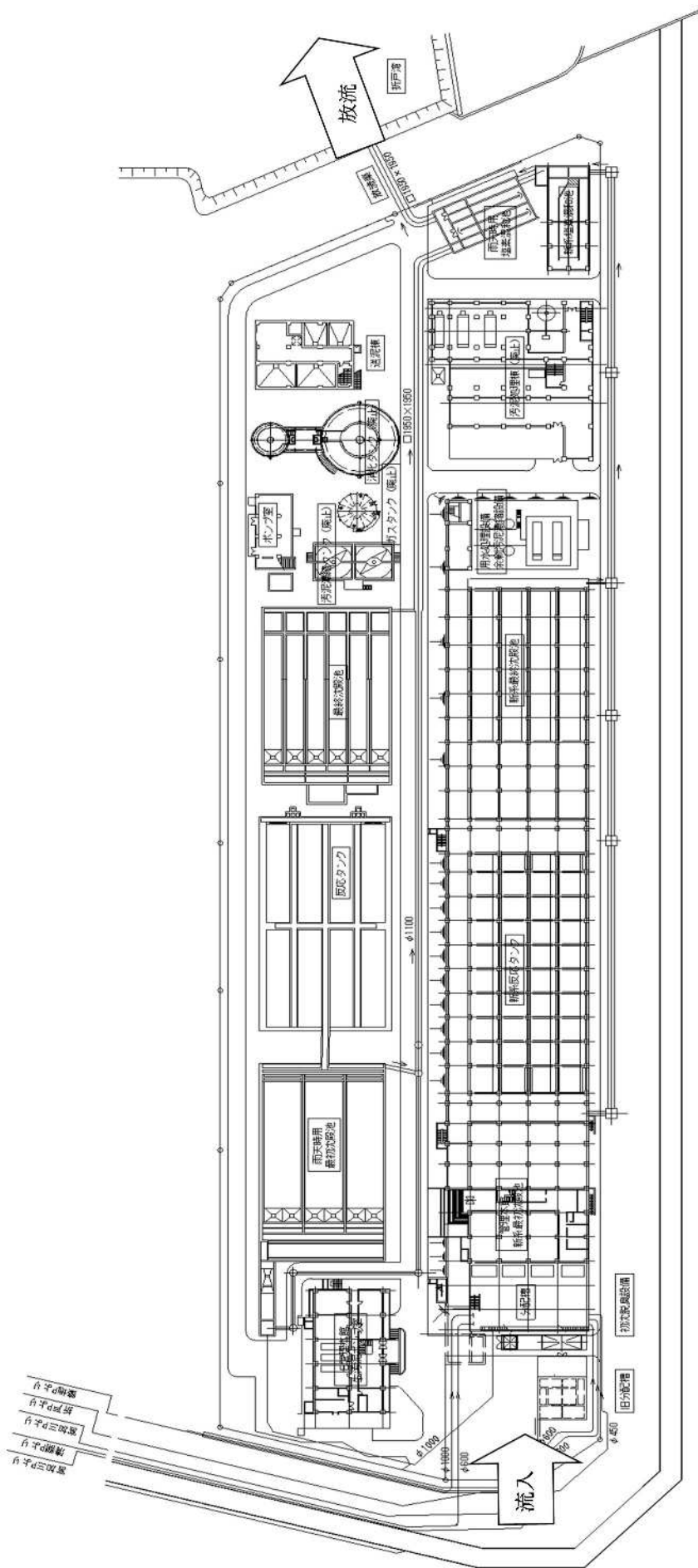
消毒設備
幅 3.50 m × 長 90.00 m × 深 1.70 m 1 池 次亜塩素酸ソーダ 接触時間 15 min

放 流
(丸子川)

汚泥圧送ポンプ
φ 150 mm 0.3~1.1 m ³ /min 2 台

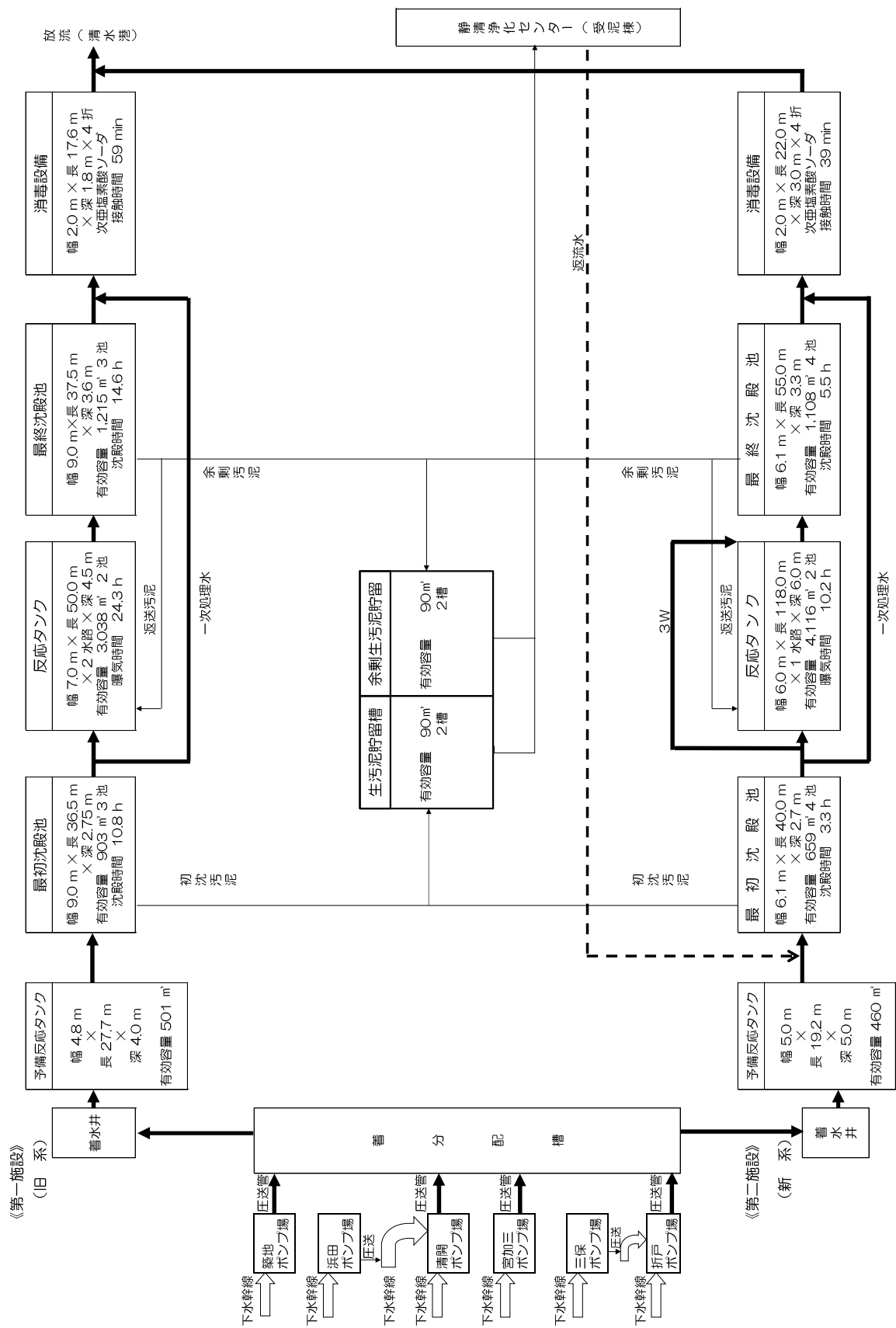
中島浄化センター
汚泥処理設備

清水南部浄化センター 平面図

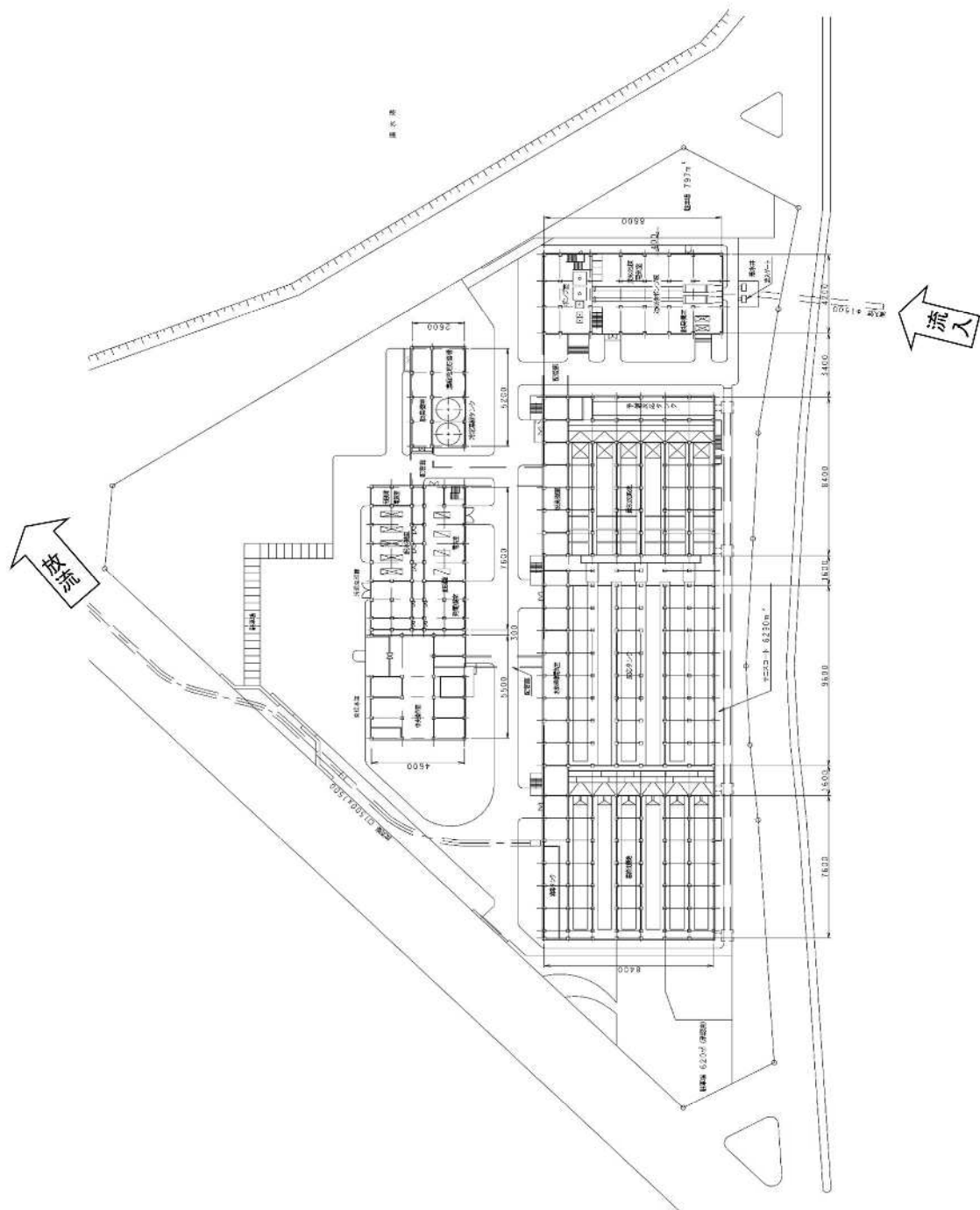


清水南部浄化センターフローシート

敷地面積	処理方式
26,375 m ²	標準活性汚泥法



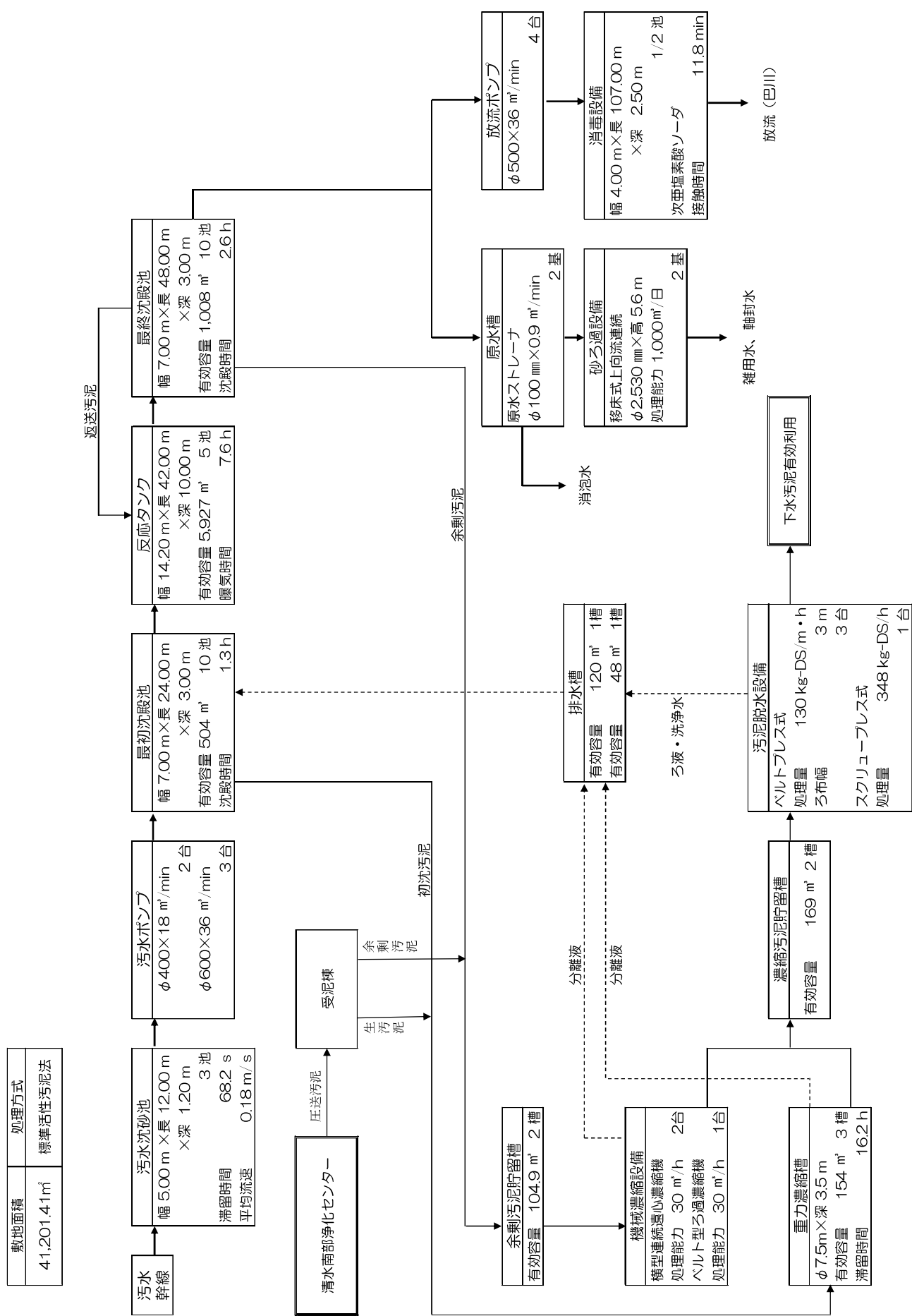
清水北部浄化センター 平面図



敷地面積	25.530 m ²	測量方式
標準生活汚泥法		



静清浄化センターフローシート



V 業務

(1) 公共下水道普及状況（令和6年3月31日現在）

①汚水

1) 面積

	行政区域	市街化区域	事業計画区域	整備区域	処理区域
面積 (ha)	141,193	10,537	9,785	9,087	9,061

2) 人口普及率、水洗化率

	行政区域	処理区域	水洗便所設置
戸数 (戸)	—	291,344	267,454
人口※ (人)	675,610	596,772	546,382

人口普及率 (%) 88.3% (処理区域内の人口／行政区域内の人口)

水洗化率 (%) 91.8% (水洗便所設置戸数／処理区域内の戸数)

※人口：外国人を含む

3) 普及率の推移

(単位：%)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡市	静岡地区	88.6	88.9	91.8	91.9	92.0
	清水地区	83.1	83.2	87.0	87.5	87.7
	合計	84.5	84.8	87.9	88.1	88.3

③雨水

1) 面積

	行政区域	市街化区域	事業計画区域	整備区域
面積 (ha)	141,183	10,481	7,617	5,274

2) 都市浸水対策達成率の推移

(単位：%)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡市	50.1	50.4	50.4	50.4	50.5

$$\frac{\text{R5末整備面積}}{\text{社会資本整備重点計画整備対象面積}} \times 100 = \frac{5,274.0}{10,438.0} \times 100 = 50.5\%$$

(※H24 市街化区域)

(2) 水洗便所の普及奨励

①水洗便所のPR方法

- 1) 下水道接続推進員8名の戸別訪問による接続指導等
- 2) 下水道接続推進強化期間を設け接続指導
- 3) 未水洗家屋所有者への郵送による文書指導
- 4) 下水道建設工事説明会での啓発
- 5) 上下水道イベント等でのPR

②水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

- 1) 申請の条件
 - ア 処理区域内（供用開始区域内）において、建物所有者又は占有者であること。
 - イ 市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
 - ウ 連帯保証人を有すること。
 - エ 新築、法人でないこと。
- 2) 取扱金融機関 市内の静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合
- 3) 融資限度額 工事費の範囲内で200万円を限度とする。（1万円単位）
- 4) 融資利率 無利子
- 5) 償還方法 元金均等月賦償還
（12か月、24か月、36か月、48か月、60か月の5種類）

③私道への助成制度

1) 私道敷地内公共下水道布設制度

次の条件を満たす私道は、公道に準じて上下水道局で下水管を布設する。（維持管理者は上下水道局）

- ア 通り抜け道路の場合は、幅員が2.7m以上であること。
- イ 袋小路の場合は、延長が50m以上で幅員4.0m以上であること。
- ウ 建築基準法第42条による道の指定を受けたもの。又は、市を権利者とする地上権を設定することが確実なものであること。
- エ 下水道を利用する家屋（公道又は既に下水道が布設されている私道に面する家屋を除く。）が2戸以上、家屋所有者が2人以上であり、全員の同意を得ること。
- オ 私道所有者全員の施工承諾を得ること。
- カ 下水処理区域となって3年以内であること。
- キ 下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- ク 工事完了後3か月以内に切り替え工事を行うこと。

(私道敷地内公共下水道布設申請状況)

年 度	申請件数	延長 (m)	管径 (mm)
令和元年度	0	—	—
令和2年度	0	—	—
令和3年度	0	—	—
令和4年度	1	117.49	φ200
令和5年度	0	—	—

2) 私道共同下水管設置費補助金制度

次の条件を満たす私道へ共同下水管を布設するときは、総工事費に対する市の算定額に私道利用者の同意割合を乗じた額を補助金として、予算の範囲内で交付する。(維持管理者は申請者)

ただし、供用開始から3年経過後に申請があった場合は、この補助金の90%を補助する。

ア 生活の用に供している私道であること。

イ 私道に接する家屋所有者及び土地所有者が2人以上であること。(ただし、家屋所有者1人以上を含む。)

ウ 私道所有者全員の使用承諾を得ること。

エ 市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

オ 工事完了後3か月以内に切り替え工事を行うこと。

(私道共同下水管設置費補助金交付状況)

年度	申請件数	延長 (m)	補助金額 (円)
令和元年度	2	65.90	2,771
令和2年度	9	297.90	14,329
令和3年度	4	141.60	6,042
令和4年度	9	361.40	19,493
令和5年度	5	345.70	19,592

④生活保護世帯等に対する水洗便所設置費補助金

1) 補助金交付条件

ア 処理区域内に居住する建物を有する者

イ 生活保護世帯又は中国残留邦人等に係る支援給付世帯

2) 補助金の対象となる事業

ア くみ取り便所を水洗便所に改造する事業

イ し尿浄化槽を設置した便所を水洗便所に改造する事業

※ア、イいずれも排水設備の設置工事及びこれらの工事の施工に伴う工作物の復旧工事を含む。

3) 補助金の額

補助事業の実施に要する経費の範囲内で、管理者が必要があると認める額を交付する。

4) 実績

令和元年度 なし

令和2年度 なし

令和3年度 なし

令和4年度 なし

令和5年度 1件 473,000円

⑤水洗便所の普及状況と改造資金融資あっせん状況

区分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水洗便所普及状況	処理面積 (ha)		8,955	8,982	9,021	9,040	9,061
	処理区域	戸数 (A) (戸)	282,503	287,800	287,800	290,482	291,344
		人口 (B) (人)	588,288	603,737	603,737	600,078	596,772
	水洗便所設置	戸数 (C) (戸)	255,383	261,610	261,610	264,629	267,454
		人口 (D) (人)	531,344	547,301	547,301	545,189	546,382
	水洗化率 (戸数) (C/A) (%)		90.4	90.7	90.9	91.1	91.8
	水洗化率 (人口) (D/B) (%)		90.4	90.7	90.7	90.9	91.6
	水洗便所新設戸数 (戸)		3,202	3,138	3,089	3,019	2,825
	新設のうち自己資金で施工 (戸)		3,184	3,118	3,079	3,010	2,819
融資あっせん状況	戸数 (戸)		18	20	10	9	6
	金額 (円)		10,410,000	11,210,000	8,850,000	5,890,000	3,810,000
	一戸平均 (円)		578,333	560,500	885,000	654,444	635,000
	利子補給金 (円)		417,157	439,704	427,992	348,749	293,914

（３）事業場排水の水質管理指導

公共下水道に接続している特定事業場及び除害施設設置事業場等に対し、令和５年度は延べ 195 件の立入検査を行った。

また、特定施設関係の届出は 78 件、除害施設計画確認申請は 100 件、排水設備設置義務免除申請は 1 件であった。

特定事業場数（令和６年３月３１日現在） 506 事業場

各種届出等数

①特定施設関係	延べ 78 件
ア）特定施設設置届出数	14 件
イ）特定施設使用届出数	2 件
ウ）特定施設の構造等変更届出数	6 件
エ）氏名変更等届出数	25 件
オ）特定施設使用廃止届出数	29 件
カ）承継届出数	2 件
②除害施設計画確認申請	100 件
③公共下水道使用開始届出数	106 件

立入検査状況

①立入検査件数	195 件
内立入採水件数	155 件
②違反件数	6 件
③違反に対する措置	
ア）排除停止件数	0 件
イ）改善命令件数	0 件
ウ）行政指導件数	6 件

排水設備設置義務免除申請 延べ 1 件

①プール水等	0 件
②工程排水	1 件

（４）下水道管きよの維持管理の状況

管路施設は、管きよ、マンホール、取付管、公共枿（接続枿）等で構成されており、これらの下水道管路の機能を保持していくためには、適切な維持管理が極めて重要である。建設当初は、その機能を十分に発揮しているものであるが、一定期間経過した管路施設は、年々劣化が激しくなり、マンホール蓋のガタツキ、管のひび割れ・継ぎ手部のずれ等が発生する。これらのことは施設の機能低下だけでなく、家庭内の下水の排水不良や臭気の発生、さらには道路陥没やマンホール蓋の破損による交通上の事故、また、他事業者の地下埋設物等に影響をおよぼす等、二次的災害の発生などにつながる恐れがある。そのため、常にパトロールを行い早期発見、早期修繕に努めるとともに、計画的な調査、補修等の維持管理を行いながら、調査結果等による管の状態に応じて、老朽管の改築も実施している。

①管きよ内調査

年度	葵区、駿河区				清水区			
	件数	延長（m）	工種別		件数	延長（m）	工種別	
R元	6	47,840	TV 調査 目視調査	40,500 7,340	1	7,010	TV 調査 目視調査	7,010
R2	5	50,940	TV 調査 目視調査	47,940 3,000	2	12,670	TV 調査 目視調査	12,390 280
R3	7	55,770	TV 調査 目視調査	54,390 1,380	0	—	TV 調査 目視調査	—
R4	6	48,300	TV 調査 目視調査	46,770 1,530	2	13,450	TV 調査 目視調査	13,070 380
R5	6	50,428	TV 調査 目視調査	50,420 8	2	8,080	TV 調査 目視調査	7,890 190

②管きよ修繕

年度	葵区、駿河区					清水区				
	件数	施工内容				件数	施工内容			
		開削工法 （m）	管更生 工法 （m）	内面補修 工法 （箇所）	パッカー 工法 （箇所）		開削工法 （m）	管更生 工法 （m）	内面補修 工法 （箇所）	パッカー 工法 （箇所）
R元	2	—	—	241	—	3	—	—	445	—
R2	3	—	—	363	—	1	—	—	153	—
R3	1	—	—	58	—	1	—	—	178	—
R4	2	—	—	168	5	1	—	—	43	—
R5	1	—	—	125	—	0	—	—	—	—

③管きょ改築

年度	葵区、駿河区				清水区			
	件数	改築延長 (m)	施工内容		件数	改築延長 (m)	施工内容	
			開削工法 (m)	管更生工法 (m)			開削工法 (m)	管更生工法 (m)
R元	18	7,500.40	1,933.00	5,567.40	—	—	—	—
R2	9	5,244.10	416.70	4,827.40	6	2,271.45	87.15	2,184.30
R3	13	9,176.30	327.60	8,848.70	9	3,682.35	—	3,682.35
R4	13	4,744.05	241.45	4,502.60	6	1,892.15	—	1,892.15
R5	23	12,045.50	120.40	11,925.10	5	2,545.20	—	2,545.20

耐震化事業による改築含む。

(5) 排水設備の実施状況

①葵区、駿河区

1) 排水設備審査受付件数

項目	件数				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水洗化	2,418	2,359	2,448	2,259	1,925
共同管	35	25	31	36	24
計	2,453	2,384	2,479	2,295	1,949

※ 令和5年度 ①新設（くみ取り、浄化槽、新規） 1,128 件
 ②増設（既水洗増設） 13 件
 ③改築（既水洗改築） 808 件
 合計 1,949 件

2) 公共下水道への接続に関する事前協議書受付件数

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	47	51	49	36	53

②清水区

1) 排水設備審査受付件数

項目	件数				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水洗化	1,308	1,139	1,136	981	933
共同管	14	19	11	10	16
計	1,322	1,158	1,147	991	949

※ 令和5年度	①新設（くみ取り、浄化槽、新規）	680 件
	②増設（既水洗増設）	12 件
	③改築（既水洗改築）	257 件
	合計	949 件

2) 公共下水道への接続に関する事前協議書受付件数

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	9	9	5	18	13

(6) 下水道使用料

①一般世帯

基本使用料 1,017.50 円／月（税込）

従量使用料（排出量 1 m³につき） 令和元年 10 月から

10m ³ まで	10m ³ を越え 20m ³ まで	20m ³ を越え 30m ³ まで	30m ³ を越え 50m ³ まで	50m ³ を越え 100m ³ まで	100m ³ を越え 200m ³ まで	200m ³ を越え 500m ³ まで	500m ³ を越え 1,000m ³ まで	1,000m ³ を 超える
38 円 50 銭	137 円 50 銭	159 円 50 銭	176 円	192 円 50 銭	209 円	220 円	231 円	242 円

②井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
認定水量 (1 か月につき)	11m ³	18m ³	25m ³	29m ³	33m ³	1 人につき 2m ³ 加算

③検針業務及び水道水以外の水を計測するための装置取付状況

1) 検針業務（令和6年3月31日現在）

ア 検針方法	隔月・委託
イ 委託人員	88 名
ウ 1 人 1 ヶ月平均受持件数	1,941 件（下水道接続地区のみ）

2) 認定のための計測器取付状況（令和6年3月31日現在）

ア 時間計設置数	153 個
イ 量水器設置数	1,027 個

※「時間計」とは、井戸ポンプ等の稼働時間を測定し、水量を認定するための装置をいいます。

（7）受益者負担金制度

①概要

公共下水道事業においては、①受益の範囲が明確であること、②未整備地区に比べて生活環境が改善されること等の理由から、その事業費の一部を受益者が負担し、負担の衡平を図ることを目的として、都市計画法第75条に基づき多くの自治体で受益者負担金制度が採用されている。

本市においても、旧静岡市・清水市において昭和45年より負担金条例が施行されており、現在は、静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年3月15日条例第8号）及び同施行規程（平成17年3月31日企業局管理規程第16号）により制度を運用している。

受益者負担金は、15回に分割し足かけ6年間で徴収を原則としているが、第一回の納期までに一括納付の申出があった場合は、一括納付報奨金を交付することとしている。報奨金の額は、負担金の額が150万円未満は15%、150万円以上は20%である。

なお、受益者負担金は、その性質上、土地の利用形態に関係なく賦課されるものであるが、生産緑地地区の指定を受けた場合や係争地等については徴収猶予を認めている。また、公共用地や特に必要と認められる土地については、減免規定を設けている。

②負担区の名称及び単位負担金額（条例第3条、第4条関係）

負担区の名称	単位負担金額
清水南部第一負担区	178 円
清水南部第二負担区	460 円
清水北部第一負担区	448 円
清水北部第二負担区	460 円
清水静清第一負担区	460 円
清水静清第二負担区	460 円
静岡第一負担区	375 円

③収納状況（令和5年度）

区分	調定額 A (円)	収入済額 B (円)	不納欠損額 C (円)	過年度損益 修正損 D (円)	収入未済額 A-B-C-D (円)	貸倒引当金 計上額 (円)	収納率 (B/(A-D)) ×100 (%)
現年度分	41,701,540	40,902,400	0	0	799,140	262,195	98.08
過年度分	10,347,500	1,546,370	2,905,590	46,460	5,849,080	3,856,990	15.01
合計	52,049,040	42,448,770	2,905,590	46,460	6,648,220	4,119,185	81.63

（8）区域外流入分担金制度

①概要

区域外流入分担金制度は、公共下水道事業の認可区域外から特別に許可を受けて公共下水道に接続した場合、「静岡市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例（平成22年3月24日条例第11号）」に基づき、土地の面積に応じた分担金を求めるものであり、平成22年4月1日より運用を開始した。

管理者は、区域外流入に係る物件設置許可をしたときは、その都度、当該受益地に係る分担金の額を定め、これを賦課する。分担金の額は、汚水を流入させる地区の受益者負担金の単位負担金額に該当土地の面積を乗じた額とする。

②収納状況（令和5年度）

賦課件数 (件)	調定額 (A) (円)	収入済額 (B) (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (B/A) × 100 (%)
6	1,196,270	916,270	0	280,000	76.59